

移動支援 重要事項説明書

〈令和7年4月1日 現在〉

1. ぶらいとライフケア 事業所の概要

① 事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	ぶらいとライフケア
所在地	東京都練馬区高松4丁目7番25号 カルフル 1001 B
移動支援登録番号	練馬区 1362006312号
サービス提供地域	旭町・春日町・北町・高松・田柄・土支田・早宮・光が丘

*上記以外の地域についてもご相談に応じます。

② 事業所の営業日および営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日 (但し12月30日から1月3日を除く)	午前9時00分から午後6時00分まで *時間外、日曜日についてはご相談に応じます

③ 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1(1)	—	1(1)
サービス提供責任者	介護福祉士	2名以上	—	2名以上
従業者	介護福祉士	2(0)	5(0)	7(0)
従業者	介護職員実務者研修等	—	—	—
従業者	介護職員初任者研修等	—	15(2)	15(2)

()内は男性再掲

④ サービスの提供時間

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~22:00	22:00~6:00
平日	○	○	○	応相談
土・日・祭日	○	○	○	応相談

*時間帯により料金が異なります。

2. サービスの内容

(1) サービスの内容

① 屋外での移動が困難な障害者(児)に対し、社会参加等に必要な移動のための支援を行います。

② 対象となる外出

社会生活上不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出で、原則として1日の範囲内で用務を終える場合に限ります。

*利用対象とならない外出

- ・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
 - ・通年かつ長期にわたる外出（就学児の通学支援・生活介護の送迎介助・就労継続支援B型の通所介護を除く。）
 - ・社会通念上本制度を適用することが適当でない外出
 - ・障害者関係の施設や団体が実施するプログラムにおける職員の補佐を介助者が行わなければならないとみられる外出
 - ・事業を提供する事業者が、自ら実施する催し等のプログラムに参加させることを目的とした外出
- ② 通年かつ長期にわたる外出の例外として「通学介助」「送迎介助」「通所介助」
- ・「通学介助」…単独での通学が困難な障害児に対し登校、下校時の移動を支援するサービス
 - ・「送迎介助」…生活介護事業所の通所に係る送迎バスの利用に当り、自宅とバスポイント間の送迎を介助するサービス
 - ・「通所介助」…就労継続支援B型事業所に単独で通所することが困難な方に対し、送迎の支援をするサービス

(2) ヘルパーの禁止行為

- ① 利用者に対する暴力等の虐待行為
- ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス

3. 利用料金

① 地域生活支援費の支給対象サービス利用者負担額

- ・サービスに要した費用の月額負担上限額を超えない原則1割。上限額を超える場合は月額負担上限額。区市町村から地域生活支援費等利用者負担額減額の決定を受けている場合は、減額後の額。
- ・月額負担上限額については、各区市町村長が定めた額。
- ・利用者の身体的理由等により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合で同時に2人のヘルパーによってサービス提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

※事業者が区市町村から受領した地域生活支援事業費の額については、利用者に受領したい通知します。

【基本単価】

時 間	単 位	利用料金	利用者負担
身体介護あり 移動支援・通学介助 送迎介助・通所介助	30分未満	2,700円	270円
	1時間未満	4,300円	430円
	1時間30分未満	6,200円	620円
	2時間未満	7,100円	710円
身体介護なし 移動支援・通学介助 送迎介助・通所介助	30分未満	1,100円	110円
	1時間未満	2,100円	210円
	1時間30分未満	2,900円	290円

【早朝夜間加算】

時 間	単 位	加算料金	利用者負担
身体介護あり 移動支援・通学介助 送迎介助・通所介助	30分未満	675円	67円
	1時間未満	1,075円	107円
	1時間30分未満	1,550円	155円
	2時間未満	1,775円	177円
身体介護なし 移動支援・通学介助 送迎介助・通所介助	30分未満	275円	27円
	1時間未満	525円	52円
	1時間30分未満	725円	72円

② 交通費

前記1の①のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

③ キャンセル料

利用日前日の午後5時以降のキャンセルについては、1回の支援につき60分以内の場合は千円、60分以上の場合は30分につき五百円を加えた金額をいただきます。

キャンセルが必要になった場合は、早めにご連絡ください。なお、急な病気、身体状況の急変に伴うキャンセルの場合、キャンセル料はいただきません。

④ その他

(ア) 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気の費用は利用者の負担になります。

(イ) サービスを提供するために必要な機器、備品、消耗品等については、利用者の居宅で通常使用しているものをそのまま使用させていただきます。また、ご本人の心身状況による必要性や円滑なサービス提供の観点から、機器、備品、消耗品の購入をお願いすることがあります

(ウ) 通常の使用方で用いた場合に生じた機器や備品の「故障」や「破損」については、「その経緯や状況」「使用（耐用）年数」等から補償できない場合もあります。

(エ) 料金の支払い方法について

お支払は口座振替でお願いします。請求事務の都合上、毎月15日までに前月分の請求額を郵送、27日にご指定の口座から振替させていただきます（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日の振替となります）。また、現金でのお支払いをご希望の場合は、毎月20日までに前月分の請求を致しますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

4. サービスの利用方法

① サービスの利用方法

まずはお電話でお申し込みください。サービス提供責任者がお伺いいたします。移動支援計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

② サービスの終了

(ア) 利用者の都合でサービスを終了する場合

お申し出いただければいつでも解約できます。

(イ) 事業所の都合で終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

*利用者が施設に入所した場合

*地域生活支援費の給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します）

*利用者が亡くなった場合

④ その他

利用者のサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合や、利用者や家族などが当事業者や訪問介護員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

5. 当事業所の移動支援の特徴

① 運営の方針

*利用者が可能な限り自立した生活を営むことができるよう援助にあたることを基本とします。

*利用者や家族とのより良い信頼関係を築けるよう努めるとともにサービス提供に際しては、利用者個々の希望やライフスタイルを尊重します。

*移動支援の提供を通じて、地域住民から信頼を得られる事業所となるよう事業を進めていきます。

② サービス利用のために

事 項	有無	備 考
居宅介護員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性居宅介護員の有無	○	
居宅介護員の研修	○	東京都、保険者等が開催する研修会に積極的に参加しています
サービスマニュアルの作成	○	

6. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・関係事業所等へ連絡をいたします。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、区および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事

故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待・身体拘束の防止について

利用者等の人権擁護、虐待・身体拘束の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待・身体拘束防止に関する責任者を選定しています（責任者：齊藤 勇治）
- ② 成年後見人制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 虐待・身体拘束防止を啓発・普及するために従業者に対して研修を実施しています。
- ⑤ 虐待・身体拘束防止等適正化委員会を年1回以上開催しています。

名 称	練馬区障害者虐待防止センター
所 在 地	東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 障害者施策推進課内
電話番号	03-5984-1334
FAX 番号	03-5984-4721
受付時間	24時間対応

9. ハラスメント対策について

就業環境内、支援業務内におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休暇等に関するハラスメント対策の策定に取り組みます。

10. 第三者評価の実施について

第三者による評価	1, あり	実施日	
		評価機関	
		結果の開示	1, あり 2, なし
	2, なし		

11. 個人情報の取扱いについて

別紙『個人情報の取得および利用に関する同意書』のとおり

12. 相談窓口、苦情対応

① 当事業所の相談窓口、苦情対応

当事業所の移動支援サービスに関する相談・苦情および移動支援サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情は、次の窓口で対応いたします。

電話番号	03-5848-4188
FAX番号	03-5848-4189
担当者	管理者 齊藤 勇治
受付時間	祝日を含む月曜日から土曜日、午前9時00分から午後6時00分まで (12月30日から1月3日を除く)
その他	相談苦情については、担当者、管理者が対応いたします。不在の場合は、対応した者が必ず「相談苦情対応シート」に記入し、担当者・管理者に引き継ぎます。

② その他以下の機関にも相談、苦情の窓口がございます

名 称	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
所 在 地	東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階
電話番号	03-5283-7020
受付時間	祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日、午前9時から午後5時まで
名 称	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員
所 在 地	東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所内
電話番号	03-3993-1344
受付時間	祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時00分まで

【その他相談窓口】

(身体障害・知的障害のある方、難病の方) <〒176 地域の方>

名 称	練馬総合福祉事務所 障害者支援係・知的障害者担当係
所 在 地	東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所内
電話番号	03-5984-4609 障害者支援係
電話番号	03-5984-4611 知的障害者担当係
受付時間	祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分まで

(身体障害・知的障害のある方、難病の方) <〒179 地域の方>

名 称	光が丘総合福祉事務所 障害者支援係・知的障害者担当係
所 在 地	東京都練馬区光が丘 2-9-6 光が丘区民センター内
電話番号	03-5997-7796 障害者支援係
電話番号	03-5997-7075 知的障害者担当係
受付時間	祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分まで

(精神障害のある方) 練馬区民の方

名 称	豊玉保健相談所
所 在 地	東京都練馬区豊玉北 5-15-19
電話番号	03-3992-1188
受付時間	祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時まで
名 称	北保健相談所
所 在 地	東京都練馬区北町 8-2-11
電話番号	03-3931-1347
受付時間	祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時まで
名 称	光が丘保健相談所
所 在 地	東京都練馬区光が丘 2-9-6 光が丘区民センター内
電話番号	03-5997-7722
受付時間	祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時まで

13. 運営法人の概要

名 称	介護サポートかがやき有限会社			
代表者	代表取締役 堅木 弘幸			
所在地	東京都練馬区北町 8 丁目 3 番 20 号			
実施事業 の概要	事業所名	事業種別	設置主体	事業所指定番号
	介護サポート かがやき有限会社	居宅介護支援事業	練馬区	1372002368
		訪問介護事業（介護保険）	東京都	1372002368
		介護予防・日常生活支援総合事業	練馬区	1372002368
		居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護（障害者総合支援法）	東京都	1312000282
		地域生活支援事業	練馬区	1362000430
		地域生活支援事業	板橋区	1312000282
	ぶらいと ライフケア	訪問介護事業（介護保険）	東京都	1372013639
		介護予防・日常生活支援総合事業	練馬区	13A2001025
		居宅介護・同行援護（障害者総合支援法）	東京都	1312004409
		地域生活支援事業	練馬区	1362006312
	サーラかがやき	地域密着型通所介護事業	練馬区	1372006476
あいケアハウス 練馬北町	都市型軽費老人ホーム			
事業所数	4 か所			

令和 年 月 日

移動支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明、交付しました。

【事業者】

所在地 東京都練馬区北町8丁目3番20号
法人名 介護サポートかがやき有限会社
代表取締役 堅木 弘幸 ㊞

所在地 東京都練馬区高松4丁目7番25号 カルフル1001 B
事業所名 ぶらいとライフケア
管理者 齊藤 勇治

説明者 氏名 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から移動支援について重要事項の説明、交付を受けました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【代理人】

住所 _____

氏名 _____

利用者との続柄 _____